

10月は 里親月間です

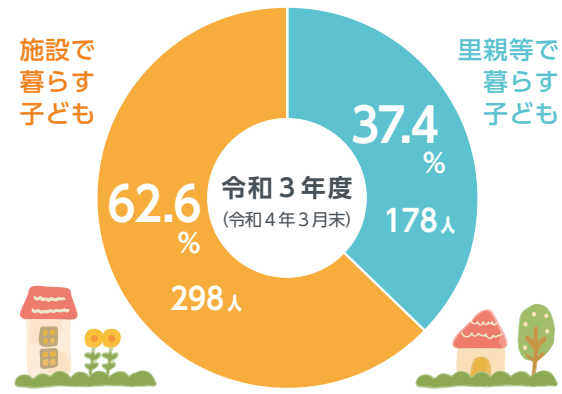


子どもたちに温かな家庭を

近年、家庭や子どもをとりまく環境は大きく変化しており、虐待や親の病などさまざまな理由で、家族と一緒に暮らすことができない子どもたちがいます。

このような子どもたちを、豊かな愛情と正しい理解をもった家庭に迎え入れて養育する制度が「里親制度」です。

【沖縄県】家族と暮らせない子どもの里親委託と施設措置の割合 出典：令和3年度福祉行政報告例



県では、令和元年度に策定した「沖縄県社会的養育推進計画」において子どもたちがより家庭的な養育環境で成長できるように、里親委託率※を令和4年3月の37.4%から令和10年までに40.0%とすることを目指しています。

※里親委託率とは…さまざまな理由で家族と一緒に暮らすことができずに施設や里親等の下で暮らしている子どものうち、里親やファミリーホームで生活している子どもの割合を表す指標です。

里親月間とは

昭和23年10月4日に、「里親制度」の運営についての通告が出されたことに由来して、10月4日が「里親デー」と決められています。

その日が含まれる毎年10月を、厚生労働省が「里親月間」として、「里親制度」を推進するための集中的な啓発活動を実施しており、全国でさまざまな活動が行われています。

「里親制度」と「養子縁組制度」の違い

「里親制度」と「養子縁組制度」は、保護を必要としている子どもに家庭での養育を提供するための制度ですが、制度には違いがあります。

「里親制度」は、児童福祉法に基づいて、さまざまな理由により、家族と一緒に暮らすことができない子どもを一定期間、自身の家庭に受け入れて育てる制度であり、里親と子どもに法的な親子関係はありません。

「養子縁組制度」は民法に基づいて法的な親子関係を成立させる制度であり、養親が子どもの親権者となります。「里親制度」と違い、養育費などの支給はありません。

里親を募集しています

県では「里親リクルート・トレーニング事業」※を行っています。主に0〜5歳の子どもを短期間（数日〜数か月程度）、ご自宅で養育してくださる次のような方をリクルートしています。また、研修や実践トレーニング、児童との事前交流や委託解除後のアフターフォローなども行っています。

- 一時保護中の養育など数日から数か月の短期間なら養育出来るという方が
 - 子が成長し手がからなくなったため、乳幼児の養育に協力したいという方
- ※委託先：社会福祉法人袋中園「里親支援よしみず」

里親を支援する人や機関

◎ 児童相談所

里親を支援する児童福祉司や里親と子どものマッチングをする里親等委託調整委員、訪問支援や相談を行う里親対応専門員がいます。

◎ 里親支援専門相談員 (FCW)

7名の里親支援専門相談員が担当区域ごとに、定期的な家庭訪問を行い、里親の相談を受けています。

◎ ころサポート事業 (県内5か所)

県内の4施設と1団体(美さと児童園、石嶺児童園、愛隣園、島添の丘、里親会)に療育支援コーディネーターと心理士を配置し、里親の相談を受けています。また、医療の専門的な支援が必要な場合は専門医の助言も受けることができます。

◎ 児童家庭支援センター (県内2か所)

県内に2か所(児童家庭支援センターなごみ、児童家庭支援センターはりみず)設置され、地域の里親及びファミリーホームなどからの相談を受け、必要な支援を行っています。

◎ 里親支援よしみず

主に乳幼児の短期から活動できる里親のリクルートや研修や実践トレーニング、児童との事前交流や委託解除後のアフターフォローなども行っています。

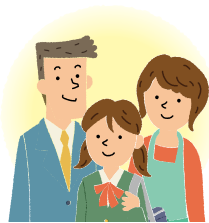
◎ 一般社団法人沖縄県里親会

里親からの相談以外にも、里親を孤立させないために里親同士の相互交流(里親サロン)や研修会の実施、委託された子ども同士の交流会なども行っています。



沖縄の子どもたちに「養育里親」を

0〜5歳の子どもを短期間(数日〜数か月程度)の間で育ててくださる方を募集しています。児童相談所や児童家庭支援センターなどからお問い合わせいただけます。



里親に関するお問い合わせ先はこちら

里親に興味がある方は、まず「里親支援よしみず」へお問い合わせください。また、お近くの児童相談所でも受け付けていますので、ご相談ください。

- 社会福祉法人袋中園 里親支援よしみず 098-994-5134
- 中央児童相談所 098-886-2900
- コザ児童相談所 098-937-0859

よくある質問Q&A

- Q1** 里親になるために特別な資格はありますか？
A1 ありません。子どもの養育について理解・熱意・愛情をもって、「健康的で明るいご家庭」を営める方なら、どなたでも申し込みできます。
- Q2** 子育て経験がなくても里親になれますか？
A2 なれます。研修と実習を受け、里親としての準備をします。
- Q3** 養育に困った時はどうすればいいですか？
A3 養育はチームで行います。日々の養育は里親が担いますが、悩みを抱え込むのではなく、児童相談所や支援機関が訪問や電話でサポートします。
- Q4** どれくらいの期間養育するのですか？
A4 子どもが実親と一緒に暮らせるようになるまでの期間です。
- Q5** 預かった子どもを養子にできますか？
A5 実親が既に死亡している場合や実親が子どもと里親との養子縁組を同意している場合など、養子縁組ができる場合もあります。なお、養子縁組をする際には、家庭裁判所の審判による許可が必要です。
- Q6** すぐに子どもを預かることはできますか？
A6 里親になってもすぐに子どもを預かることができますというわけではありません。里親委託が適切と児童相談所が判断した子どもについて、児童相談所と里親が話し合いをし、児童との事前交流や関係調整を十分に行った上で委託が決定されます。
- Q7** 子どもの養育費は負担するのでしょうか？
A7 生活費、学校教育費、進学支度費、医療費などの養育費が毎月公費で負担されることになります。
- 里親の種類**
 - **養育里親** 家族と暮らせない子どもを一定期間、自身の家庭に受け入れて育てる里親
 - **養子縁組里親** 養子縁組によって子どもを養子にすることを前提として育てる里親
 - **専門里親** 虐待や障害などにより専門的ケアを必要とする子どもを育てる里親
 - **親族里親** 両親が死亡するなどして育てられなくなった子どもを親族で育てる里親

問い合わせ 青少年・子ども家庭課 電話：098-866-2174 FAX：098-868-2402

